

「元気な高萩づくり21応援プロジェクト」

1. 提案者の要件

5人以上の市内に在住、在勤もしくは在学している人で構成（20歳以上の者1人以上を含む）された公益性のある活動を行っている団体。

※その他、5人以上の事業に対する賛同が必要など、いくつか条件があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

2. 企画案を募集するテーマと概要

こころの里Cityづくりの4つの地域づくりのテーマに沿った事業（イベント）を提案してください。提案していただいたアイデアを審査選考し、元気な高萩づくりに効果的な事業を市民と行政が協働して実施します。

(1) 里山づくりのイベント

- 都市と農村の交流イベント
- 子どもたちの自然体験イベント
- 四季をとおした自然散策や自然観察会など

(2) 文化の里づくりイベント

- 地域の歴史遺産をめぐるウォークラリー
- 穂積家での各種伝統行事（ひなまつり、月見会など）
- 電子山トレッキング など

(3) 暮らしの里づくりイベント

- 駅前のにぎわいづくりのためのイベント
- 駅前商店会、商工会等と連携した賑わいづくりのイベント
- 駅前通りや本町通りを利用した歩行者天国のイベント など

(4) 里浜づくりイベント

- 海浜動植物の観察会や保護活動
- 海浜部を利用したスポーツイベント
- 親子で楽しめるイベント（砂浜カルタ大会、大凧上げ大会など） など

想定される事業

この制度は、市の活性化のために、こんなことができればよいなど、みなさんのアイデアを市へ要望するのではなく、市に提案をして、みなさんと市がそれぞれ持っている力を出し合いながら事業（イベント）を協働して取り組んでいこうというものです。

げんき！高萩づくり事業提案制度 募集開始

皆さんのアイデアで 元気な高萩づくりにチャレンジしてみませんか？

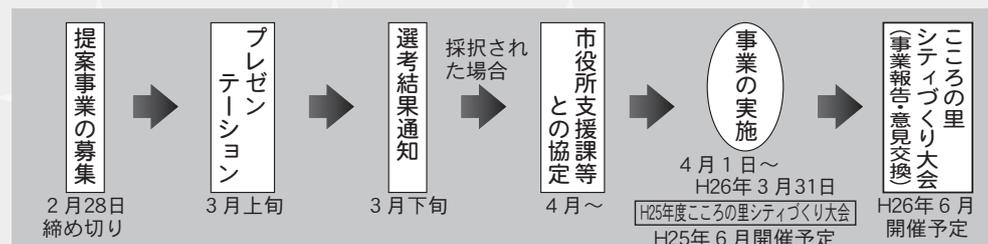
3. 提案方法

げんき！高萩づくり事業提案書（市指定様式）を2月28日（木）【必着】までにまちづくり観光課へ持参してください（提案書等様式はまちづくり観光課にて配布。また、市ホームページでもダウンロード可）。

4. 審査内容

応募いただいた提案は、公募市民、学識経験者、事業者、市役所職員などで組織された「まちづくり魅力アップ委員会」が、的確性・計画性・先駆性・専門性・実行性・効率性の観点から審査を行います。

5. 提案から事業実施までの流れ



げんき！高萩
シンボルマーク

※採択団体については補助金交付の条件としてこころの里シティづくり大会及び先進地視察（夏期予定）へ参加していただきます。

2月28日
締切

提出先・問合せ先 まちづくり観光課（仮設庁舎C棟1階） ☎23-7316

家計を助ける 医療機関のかかり方

■ 問合せ 保険医療課
☎ 23-2117

近年、医療費は増加の傾向にあります。この傾向は高萩市の国保財政を厳しくさせるだけではなく、医療機関に受診している被保険者の家計にも大きな影響を与えていると思われます。

家計の負担を減らすために、医療機関への受診の仕方について改めて考えてみましょう。

◆医療費の自己負担を抑制するために心がけたいこと

- 1 「はしご受診」や「重複受診」はしない。
- 2 時間外受診は避ける。
- 3 治療は途中でやめない。(一度中断して、再度受診することでもまた新たに初診料がかかってしまうことがあります。)
- 4 領収書を保管し、医療費通知で間違いがないかを確認する。
- 5 ジェネリック医薬品を上手に利用する。
- 6 定期健診を受け、日頃から健康管理に努める。

柔道整復師への かかり方

柔道整復師や鍼灸師に健康保険を使用して受診できるのは以下のような場合です。

◆柔道整復師の保険対象

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む)の施術を受けた場合は保険の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

また、保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。保険証を使用して治療を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

◆はり・きゅうの保険対象

主として神経痛、リウマチ、頸(けい)腕(わん)症候群、五十肩、腰痛症及び頸(けい)椎(つひ)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

平成25年5月分から 水道料金が変わります

(平成25年4月使用分)

○問合せ 水道課/水道お客様センター
☎ 22-3642

1 改定理由

- ・給水開始時(昭和48年度)から使用している
老朽施設の更新
水道施設の耐震化
- ・東日本大震災を踏まえた
- ・人口減少や節水型機器の普及による
水道使用量の減少

水道事業経営については、民間委託の推進や職員配置見直しなどの経費削減による経営努力に努め、水道料金を平成4年以来据え置いてきました。しかし、上記の理由により経営状況がさらに厳しくなり、今後資金不足となることが見込まれます。

今後も引き続き、安心・安全な水道水を安定して供給していくために、やむを得ず水道料金改定をお願いすることになりました。

2 改定内容

- ・平均20%の引き上げ

高萩市の水道料金は「基本料金」「従量料金」「メーター使用料」を設定しています。今回の改定は「基本料金」「従量料金」の引き上げを行います。「メーター使用料」は据え置きます。今回の改定による下水道使用料の変更はありません。※改定額の詳細は、検針時に配布するお知らせをご覧ください。

3 改定期期

新料金は平成25年5月分(平成25年4月使用分)から適用になります。

新料金だと実際いくら？

計算式

基本料金 + (段階別従量料金 × 従量水量)
+ メーター使用料 = 1か月水道料金

例1

一般(家庭用)メーター 口径20mmで1ヶ月に 20 ² m ³ 使用した場合	基本料金 1,176円	従量料金 1,890円	メーター使用料 105円	合計 3,171円
---	----------------	----------------	-----------------	--------------

1~8 ³	0円 × 8 ³ =	0円
9~20 ³	157.50円 × 12 ³ =	1,890円

これまでの料金は2,656円 1か月に515円値上げ

例2

営業(店舗等)メーター 口径20mmで1ヶ月に 30 ³ m ³ 使用した場合	基本料金 2,278.5円	従量料金 2,625円	メーター使用料 105円	合計 5,008円
---	------------------	----------------	-----------------	--------------

1~15 ³	0円 × 15 ³ =	0円
16~20 ³	157.50円 × 5 ³ =	787.5円
21~30 ³	183.75円 × 10 ³ =	1,837.5円

これまでの料金は4,179円 1か月に829円値上げ

市民の皆様には大変なご負担となりますが、より一層の経営努力に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。